

上北山村告示第35号

入札公告

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び167条第1項及び上北山村契約規則（平成24年規則第13号）第2条の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う建築工事です。

平成29年9月27日

上北山村長 山室 潔

第1 競争入札に付する事項

- | | | |
|----|-------------|-------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 旧小学校改修工事（2工区） |
| 2 | 工 事 番 号 | 第 1 5 号 |
| 3 | 工 事 場 所 | 奈良県吉野郡上北山村河合地内 |
| 4 | 工 事 概 要 | 2階内部改修工事 一式
給排水衛生設備改修工事 一式 |
| 5 | 工 事 期 間 | 平成29年10月24日～平成30年 3月26日 |
| 6 | 予 定 価 格 | 金42, 170, 760円 |
| 7 | 最 低 制 限 価 格 | 非公表 |
| 8 | 入 札 保 証 金 | 免除 |
| 9 | 契 約 保 証 金 | 免除 |
| 10 | 入 札 回 数 | 1回 |
| 11 | 前 払 金 | 請求可 |

第2 競争入札に参加する必要な資格

上北山村建設工事等競争入札参加資格のうち建築工事の資格を有する建設業者2者又は3者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員にはなれません。

- 1 共同企業体構成員の出資比率は、2者で共同企業体を構成する場合は3／10以上、3者で共同企業体を構成する場合は2／10以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大又は最大と同比率であること。
- 2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

- ア 上北山村に本店を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条及び第15条の規定による建築工事業の許可及び経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）を受けている者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、上北山村建設工事等請負契約に係る指名停止要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- エ 次に掲げるこの入札に係る設計監理業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 ㈱前田建築設計事務所
所在地 三重県熊野市井戸町535
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正0件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者については、更正開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続きの申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- 4 共同企業体構成員のすべてが、それぞれの立場に応じて要求されるすべての条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上配置できること。
- 5 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書の交付（上北山村ホームページからダウンロードしてください。）	平成29年9月27日（水） ～ 平成29年10月3日（火）	ホームページアドレス http://www.vill.kamikitayama.nara.jp
設計図書の交付	平成29年9月28日（木） ～ 平成29年10月3日（火）	午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く） 上北山村建設課
競争入札参加資格確認申請書等の提出（様式はホームページに掲載）	平成29年10月10日（火） 午後3時まで	奈良県吉野郡上北山村大字河合330 上北山村建設課
競争入札参加資格の確認通知	平成29年10月13日（金） までに郵送	
設計図書等に関する質問の提出	平成29年10月13日（金） 午後3時まで 指定様式でFAXにて送付	上北山村建設課 Fax07468-3-0265 （株）前田建築設計事務所 Fax0597-89-1220
質問に対する回答	平成29年10月17日（火） 午後3時までに質問者のみにFAXにて回答	
入札会	平成29年10月19日（木） 午前9時より	奈良県吉野郡上北山村大字河合330 上北山村役場4階会議室

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

第4 競争入札資格の確認

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加確認資料（以下、「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 入札に係る金額の記載方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第6 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に違反した入札は無効とします。

第7 問合せ先

この入札に係る不明な点については、上北山村役場建設課まで問合せください。

〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村大字河合 330 番地

上北山村建設課

TEL 07468-2-0001

FAX 07468-3-0265